

「完全週休2日制・週休2日制工事实施要領」（令和4年3月4日付け3農総第378号農林総務課長）新旧対照表

改 正	現 行	備 考
<p>(目的)</p> <p><u>第1条 建設業の将来における担い手の確保・育成に向けて、建設業の働き方改革（建設現場の労働環境や処遇の改善）を図るための取組として、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）を実施する。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p><u>第2条 本要領における用語は、次のとおり定義する。</u></p> <p><u>(1) 休 工：現場事務所等での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(2) 完全週休2日取得率：対象期間（第4条（1）ア）の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合をいう。なお、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の休工は、別途加算する。</u></p> <p><u>(3) 休 日 取 得 率：対象期間（第4条（1）ア及び第4条（2）ア）の全日数に対する休工日数の割合をいう。</u></p> <p>(対象工事)</p> <p><u>第3条 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事並びに公共建築工事積算基準を適用する建築工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。なお、対象外とした工事のうち、契約後、請負者が対象工事とすることを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（このことによる工期延期は行わない）。</u></p> <p><u>(1) 災害復旧など工期に制約がある工事</u></p> <p><u>(2) 現場施工期間が著しく短い工事</u></p> <p><u>(3) その他、発注者が週休2日制工事等に適さないと判断した工事</u></p> <p>(削除)</p> <p>(形式)</p> <p><u>第4条 形式は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 完全週休2日制工事</u></p> <p><u>完全週休2日制工事は、次に掲げる対象期間において休工対象日に休工するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(対象工事)</p> <p><u>第1条 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事、及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事のうち、請負者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組み旨を報告した工事を対象とする。ただし、週休2日の確保が困難な次に掲げる工事は除く。</u></p> <p><u>(1) 災害復旧など工期に制約がある工事</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(工事の実施方法)</p> <p><u>第2条 設計図書において週休2日制を促進する対象工事であることを明示した上で、請負者が週休2日制に取り組んだ場合に、休工取得状況に応じて、工事成績評価において評価するとともに、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）、市場単価の補正を行うものとする。</u></p> <p>(週休2日制の形式)</p> <p><u>第3条 週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 完全週休2日制工事</u></p> <p><u>完全週休2日制工事は、次に掲げる対象期間において休工対象日に休工（現場事務所等での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所</u></p>	

改 正	現 行	備 考
<p>ア 対象期間 契約締結日の翌日 <u>(余裕期間制度 (フレックス方式) を適用する場合は工事の始期)</u> から工事完了日 (完了届提出日) までとする。ただし、次に掲げる期間 (以下「非対象期間」という。) は対象期間から除く。<u>なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は必要最小限とし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(ア) 準備期間 (契約締結日の翌日から施工を開始する日 (以下「<u>施工開始日</u>」という。) の前日) までの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間を含む。</p> <p>(イ) 後片付け期間 (施工を完了した日 (以下「<u>施工完了日</u>」という。) の翌日から工事完了日 (完了届提出日) までの期間)</p> <p>(ウ) 夏季休暇 (3日間)</p> <p>(エ) 年末年始休暇 (6日間)</p> <p>(オ) (略)</p> <p><u>(カ) 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合の、施工開始日を含む週</u></p> <p><u>(キ) 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合の、施工完了日を含む週</u></p> <p>(ク) 工事事務等による不稼働期間</p> <p><u>(ケ) 発注者が対象外と判断する作業を実施する期間 (施工条件や地元条件、災害対応等、請負者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)</u></p> <p>イ 休工対象日 原則、土曜日、日曜日及び休日とする。<u>なお、地元条件により土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週 (土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日) で振替休工を取得した場合は休工日と認めるものとする。</u></p> <p>(2) 週休2日制工事 週休2日制工事は、次の対象期間において<u>全日数の28.5% (2/7) 以上の日数を休工するものとする。なお、曜日及び理由にかかわらず休工した日を休工日と認めるものとする。</u></p> <p>ア 対象期間 (1) アに同じ。</p> <p>(削除)</p> <p>(取組内容) 第5条 週休2日制工事等の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 発注者は、設計図書において週休2日を促進する対象工事であることを明示する。</u> <u>(2) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工取得状況に応じて補正係数を変更するものとする。</u> <u>(3) 請負者は、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、完全週休2日制工事又は週休2日制工事のいずれかの形式を選択し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行う。ただし、休工の取得計画が分かる実施工程表を施工計画書に添付する場合は、工事打合簿による協議を省略できる。なお、請負者は、1か月単位での4週8休以上の達成及び毎月第2・第4土曜日の休工に努めるものとする。また、施工開始後の</u></p>	<p><u>として取り扱うものとする。以下同じ。) を実施</u>するものとする。</p> <p>ア 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日 (完了届提出日) までとする。ただし次に掲げる期間 (以下「非対象期間」という。) は対象期間から除く。</p> <p>(ア) 準備期間 (契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間を含む)</p> <p>(イ) 後片付け期間 (施工を完了した日の翌日から工事完了日 (完了届提出日) までの期間)</p> <p>(ウ) 夏季休暇 (<u>土日以外</u>の3日間)</p> <p>(エ) 年末年始休暇 (<u>12月29日から1月3日までの</u>6日間)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(カ) 工事事務等による不稼働期間</p> <p>(キ) <u>天災 (豪雨、出水、土石流、地震等) に対する突発的な対応期間</u></p> <p>イ 休工対象日 原則、土曜日、日曜日及び<u>国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。)</u> とする。</p> <p>(2) 週休2日制工事 週休2日制工事は、次の対象期間において休工<u>を実施</u>する。</p> <p>ア 対象期間 <u>第3条 (1) アに同じ。</u></p> <p>イ 休工日 <u>休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5% (2/7) 以上の日数とする。なお、天候 (降雨・積雪等) により休工した日も、休工と認める。</u></p> <p>(取組内容) 第4条 週休2日制工事の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。 (新設) (新設)</p> <p>(1) 請負者は、<u>完全週休2日制工事又は週休2日制工事 (以下、「週休2日制工事等」という。)</u> に<u>取り組む場合には、</u>工事契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行う<u>ものとする。</u>なお、毎月第2土曜日を<u>休工とするよう努めるものとする。</u></p>	

改 正	現 行	備 考
<p><u>形式の変更はできないものとする。</u></p> <p>(4) 請負者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。</p> <p><u>(5) 請負者は、第7条による取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに申し出るものとする。</u></p> <p>(6) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、請負者はこれに協力しなければならない。</p> <p><u>(7) 請負者は、休工取得状況が4週6休以上を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了日までに発注者に報告する。なお、請負者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。</u></p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第6条 工事成績評定については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>ア 完全週休2日制工事に取り組んだ工事については、完全週休2日取得率が<u>70%以上かつ、休日取得率が28.5%(2/7)以上</u>の場合、工事成績評定において評価する。(別紙3、4参照)</p> <p>イ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(ウ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は1日当たり0.5週間分の<u>土日休工週間数</u>として加算する。</p> <p>(エ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日<u>を対象期間の開始日</u>とする。</p> <p>(オ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日<u>を対象期間の終了日</u>とする。</p> <p>ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性 I.地域への貢献等 7.その他」において評価する(別紙5参照)。なお、完全週休2日取得率が<u>70%未満又は休日取得率が28.5%(2/7)未満となる</u>場合であっても工事成績の減点を行わない。</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>ア 週休2日制工事に取り組んだ工事については、休日取得率が28.5%(2/7)以上の場合、工事成績評定において評価する。(別紙3、4参照)</p> <p>イ 休日取得率の算出<u>方法</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日<u>を対象期間の開始日</u>とする。</p> <p>(イ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日<u>を対象期間の終了日</u>とする。</p> <p>ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性 I.地域への貢献等 7.その他」におい</p>	<p>(2) 請負者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、請負者はこれに協力しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第5条 工事成績評定については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>ア 完全週休2日制工事に取り組んだ工事については、<u>第3条(1)アに規定する対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合(以下「完全週休2日取得率」という。)</u>が90%以上の場合、工事成績評定において評価する。(別紙3、4参照)</p> <p>イ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。ただし、天候(降雨・積雪等)により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。</u></p> <p>(エ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は1日当たり<u>休工の週</u>0.5週間分として加算する。</p> <p>(オ) <u>施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。</u></p> <p>(カ) <u>施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。</u></p> <p>ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性 I.地域への貢献等 7.その他」において評価する(別紙5参照)。なお、完全週休2日取得率が<u>90%に満たない</u>場合であっても工事成績の減点を行わない。</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>ア 週休2日制工事に取り組んだ工事については、<u>第3条(2)アに規定する対象期間の全日数に対する休工日数の割合(以下「週休2日取得率」という。)</u>が28.5%(2/7)以上の場合、工事成績評定において評価する。(別紙3、4参照)</p> <p>イ <u>週休2日</u>取得率の算出は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) <u>施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。</u></p> <p>(イ) <u>施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。</u></p> <p>ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性 I.地域への貢献等 7.その他」におい</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>て評価する（別紙5参照）。なお、休日取得率が28.5%（2/7）<u>未滿となる</u>場合であっても工事成績の減点を行わない。</p> <p>（取組証の発行）</p> <p>第7条 前条の規定により工事成績評価において評価した場合で、<u>請負者が希望する場合は、</u>監督員は工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して週休2日制工事等取組証（様式1）を発行するものとする。<u>ただし、森林整備工事については、工事成績評価において評価した場合でも取組証は発行しない。</u></p> <p>（週休2日の取得に伴う経費の補正）</p> <p>第8条 週休2日の取得に伴う経費の補正については、次によるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>（1）土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事又は森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事</u></p> <p>それぞれの経費に休日取得率に応じた別表1-1又は1-2の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、別表2の補正係数を乗じるものとする。<u>ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</u></p> <p><u>（2）建築工事</u></p> <p>複合単価の労務単価は、労務単価に別表1-3の補正係数を乗じて補正する。また、市場単価方式については、別表3-1～3-3の補正率を用いた以下の式により補正する。</p> <p><u>【新営工事】</u></p> <p>・市場単価 × 新営補正率</p> <p>・補正市場単価 × 新営補正率</p> <p><u>【全館無人改修】</u></p> <p>・市場単価 × 新営補正率</p> <p>・補正市場単価 × 新営補正率</p> <p>また、物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表3-1～3-3の補正率を用いた以下の式により補正する。</p> <p><u>【新営工事】</u></p> <p>・物価資料の掲載価格 × 新営補正率</p> <p><u>【全館無人改修】</u></p> <p>・物価資料の掲載価格 × 改修補正率</p> <p>（削除）</p>	<p>て評価する（別紙5参照）。なお、<u>週休2日</u>取得率が28.5%（2/7）<u>満たない</u>場合であっても工事成績の減点を行わない。</p> <p>（取組証の発行）</p> <p>第6条 前条の規定により工事成績評価において評価した場合、監督員は工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。</p> <p>（週休2日の取得に要する費用の計上）</p> <p>第7条 <u>週休2日制工事等に取り組んだ工事における週休2日の取得に要する費用の計上</u>については、次によるものとする。</p> <p><u>（1）休工割合の算出方法</u></p> <p><u>休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとし、休工の曜日及び理由にかかわらず、対象期間の全日数に対する休工日数の割合（別紙3、4参照）とする。</u></p> <p><u>（ア）施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。</u></p> <p><u>（イ）施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。</u></p> <p><u>（ウ）天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工と認める。</u></p> <p><u>（2）補正率</u></p> <p>それぞれの経費に休工割合に応じた別表1-1又は1-2の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、別表2の補正係数を乗じるものとする。<u>また、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（3）休工状況（現場閉所の達成状況）を確認後、最終変更設計時に休工日数の割合に応じて各経</u></p>	

改 正	現 行	備 考																																																
付則 一～三 (略) 四 この要領は、令和5年4月1日から施行する。	<u>費を補正し、変更契約するものとする。</u> 付則 一～三 (略) (新設)																																																	
別表1-1 経費の補正係数(農地:別紙1を適用する工事) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">4週8休以上</th> <th style="text-align: center;">4週7休以上 4週8休未満</th> <th style="text-align: center;">4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(<u>休日取得率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)</td> <td style="text-align: center;">(<u>休日取得率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)</td> <td style="text-align: center;">(<u>休日取得率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td style="text-align: center;">1.07</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4週6休未満の工事については補正の対象としない。</p>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		(<u>休日取得率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)	(<u>休日取得率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)	(<u>休日取得率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	1.03	現場管理費(率分)	1.07	1.05	1.04	別表1-1 経費の補正係数(農地:別紙1を適用する工事) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">4週8休以上</th> <th style="text-align: center;">4週7休以上 4週8休未満</th> <th style="text-align: center;">4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(<u>現場閉所率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)</td> <td style="text-align: center;">(<u>現場閉所率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)</td> <td style="text-align: center;">(<u>現場閉所率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td style="text-align: center;">1.07</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4週6休未満の工事については補正の対象としない。</p>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		(<u>現場閉所率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)	(<u>現場閉所率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)	(<u>現場閉所率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	1.03	現場管理費(率分)	1.07	1.05	1.04	
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																															
	(<u>休日取得率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)	(<u>休日取得率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)	(<u>休日取得率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)																																															
労務費	1.05	1.03	1.01																																															
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01																																															
共通仮設費(率分)	1.05	1.04	1.03																																															
現場管理費(率分)	1.07	1.05	1.04																																															
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																															
	(<u>現場閉所率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)	(<u>現場閉所率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)	(<u>現場閉所率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)																																															
労務費	1.05	1.03	1.01																																															
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01																																															
共通仮設費(率分)	1.05	1.04	1.03																																															
現場管理費(率分)	1.07	1.05	1.04																																															
別表1-2 経費の補正係数(林務:別紙2を適用する工事) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">4週8休以上</th> <th style="text-align: center;">4週7休以上 4週8休未満</th> <th style="text-align: center;">4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(<u>休日取得率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)</td> <td style="text-align: center;">(<u>休日取得率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)</td> <td style="text-align: center;">(<u>休日取得率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td style="text-align: center;">1.06</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4週6休未満の工事については補正の対象としない。</p>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		(<u>休日取得率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)	(<u>休日取得率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)	(<u>休日取得率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03	別表1-2 経費の補正係数(林務:別紙2を適用する工事) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">4週8休以上</th> <th style="text-align: center;">4週7休以上 4週8休未満</th> <th style="text-align: center;">4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(<u>現場閉所率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)</td> <td style="text-align: center;">(<u>現場閉所率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)</td> <td style="text-align: center;">(<u>現場閉所率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td style="text-align: center;">1.06</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4週6休未満の工事については補正の対象としない。</p>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		(<u>現場閉所率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)	(<u>現場閉所率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)	(<u>現場閉所率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03	
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																															
	(<u>休日取得率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)	(<u>休日取得率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)	(<u>休日取得率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)																																															
労務費	1.05	1.03	1.01																																															
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01																																															
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02																																															
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03																																															
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																															
	(<u>現場閉所率</u> 28.5%(8日/28日) 以上)	(<u>現場閉所率</u> 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満)	(<u>現場閉所率</u> 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満)																																															
労務費	1.05	1.03	1.01																																															
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01																																															
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02																																															
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03																																															
<u>別表1-3 経費の補正係数(建築工事)</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><u>4週8休以上</u></th> <th style="text-align: center;"><u>4週7休以上 4週8休未満</u></th> <th style="text-align: center;"><u>4週6休以上 4週7休未満</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(<u>休日取得率</u> <u>28.5%(8日/28日)</u> <u>以上</u>)</td> <td style="text-align: center;">(<u>休日取得率</u> <u>25%(7日/28日)</u> <u>以上、28.5%未満</u>)</td> <td style="text-align: center;">(<u>休日取得率</u> <u>21.4%(6日/28日)</u> <u>以上、25%未満</u>)</td> </tr> <tr> <td><u>労務費</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.05</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.01</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4週6休未満の工事については補正の対象としない。</p>		<u>4週8休以上</u>	<u>4週7休以上 4週8休未満</u>	<u>4週6休以上 4週7休未満</u>		(<u>休日取得率</u> <u>28.5%(8日/28日)</u> <u>以上</u>)	(<u>休日取得率</u> <u>25%(7日/28日)</u> <u>以上、28.5%未満</u>)	(<u>休日取得率</u> <u>21.4%(6日/28日)</u> <u>以上、25%未満</u>)	<u>労務費</u>	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	(新設)																																					
	<u>4週8休以上</u>	<u>4週7休以上 4週8休未満</u>	<u>4週6休以上 4週7休未満</u>																																															
	(<u>休日取得率</u> <u>28.5%(8日/28日)</u> <u>以上</u>)	(<u>休日取得率</u> <u>25%(7日/28日)</u> <u>以上、28.5%未満</u>)	(<u>休日取得率</u> <u>21.4%(6日/28日)</u> <u>以上、25%未満</u>)																																															
<u>労務費</u>	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>																																															

改 正						現 行						備 考
別表2 市場単価方式による週休2日の取得に伴う経費の補正係数						別表2 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数						
名称	区分	補正係数			工事区分	名称	区分	補正係数			工事区分	
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満				4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01	共通	鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01	共通	
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01	共通	鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01	共通	
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00	共通	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00	共通	
	撤去	1.05	1.03	1.01	共通		撤去	1.05	1.03	1.01	共通	
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01	共通	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01	共通	
	撤去	1.05	1.03	1.01	共通		撤去	1.05	1.03	1.01	共通	
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02	1.01	1.00	共通	防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02	1.01	1.00	共通	
防護柵設置工 (落石防護網)		1.03	1.02	1.01	共通	防護柵設置工 (落石防護網)		1.03	1.02	1.01	共通	
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00	共通	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00	共通	
	撤去	1.05	1.03	1.01	共通		撤去	1.05	1.03	1.01	共通	
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00	共通	道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00	共通	
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01	共通		撤去・移設	1.04	1.03	1.01	共通	
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00	共通	道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00	共通	
	撤去	1.05	1.03	1.01	共通		撤去	1.05	1.03	1.01	共通	
法面工		1.02	1.01	1.00	共通	法面工		1.02	1.01	1.00	共通	
吹付砕工		1.03	1.02	1.01	共通	吹付砕工		1.03	1.02	1.01	共通	
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00	共通	軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00	共通	
橋梁用伸縮継手設置工		1.02	1.01	1.00	農地	橋梁用伸縮継手設置工		1.02	1.01	1.00	農地	
橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工		1.04	1.02	1.01	農地	橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工		1.04	1.02	1.01	農地	
橋面防水工		1.02	1.01	1.00	農地	橋面防水工		1.02	1.01	1.00	農地	
<u>グルーピング工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>農地</u>	(新設)						
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01	林務	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01	林務	
別表3-1 建築工事における週休2日の取得に伴う経費の補正率						(新設)						
工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満						
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率					
仮設工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>					
土工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>					
地業工事		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>					
鉄筋工事		<u>1.04</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>					

改 正								現 行	備 考
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07		
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14		
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09		
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15		
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10		
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15		
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14		
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12		
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08		
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01		
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		

※「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載単価の補正率を示す。なお、記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格で共通の補正率を示す。

改 正								現 行		備 考
別表 3-2 電気設備工事における週休2日の取得に伴う経費の補正率								(新設)		
工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満				
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率			
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18			
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15			
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18			
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13			
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00			
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14			
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05			
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15			
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17			
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01			
別表 3-3 機械設備工事における週休2日の取得に伴う経費の補正率								(新設)		
工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満				
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率			
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15			
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファン類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15			
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21			
衛生器具設備 (エントを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21			
別紙1～別紙2 (略)								別紙1～別紙2 (略)		
別紙3～別紙5 (参考資料のため略)								別紙3～別紙5 (参考資料のため略)		

改 正		現 行		備 考
様式1		様式1		
年月日		年月日		
週休2日制工事等取組証		週休2日制工事取組証		
名称		名称		
代表者名(契約の相手方)様		代表者名(契約の相手方)様		
工 事 名		工 事 名		
工 事 の 場 所		工 事 の 場 所		
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	
請 負 代 金 額		請 負 代 金 額		
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日	工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日	
完 了 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日	
本 工 事 の 業 種 ※1		本 工 事 の 業 種		
形 式 ※2	完 全 週 休 2 日 制 工 事 週 休 2 日 制 工 事	<u>週休2日制の形式</u> ※1	完 全 週 休 2 日 制 工 事 週 休 2 日 制 工 事	
(削除)		<u>週休2日取得率</u> ※2	_____%	
※1 森林整備工事は取組証発行対象外。		(新設)		
※2 該当する形式を選択する。		※1 該当する <u>週休2日制</u> の形式を選択する。		
(削除)		※2 <u>要領第5条に規定する「完全週休2日取得率」または「週休2日取得率」を記載する。</u>		
愛知県〇〇〇所長 印		愛知県〇〇〇所長 印		